

○萩市競争入札参加者指名停止等措置要領

平成20年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、萩市が発注する売買、貸借、請負その他の契約（以下「請負契約等」という。）における、萩市の競争入札参加資格に関する規程（平成17年萩市訓令第41号）第2条に規定する萩市競争入札参加者名簿に登録された者（以下「有資格業者」という。）の指名停止等の措置について、必要な事項を定めるものとする。

(指名停止の要件及び決定)

第2条 市長は、有資格業者が別表左欄の措置要件に該当するときは、情状に応じて同表右欄により期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

(下請負人に対する指名停止)

第3条 市長は、前条の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

(共同企業体に対する指名停止)

第4条 市長は、第2条の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

2 市長は、前2条の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名の取消し)

第5条 市長は、指名停止となった有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(指名停止期間の特例及び独占禁止法違反等の不当行為に対する指名停止の期間の特例)

第6条 有資格業者が一つの事案により別表左欄の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ指名停止期間の短期及び長期とする。

- 2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなったときにおける指名停止の期間の短期は、それぞれ別表右欄に定める短期の2倍の期間とする。ただし、当初の指名停止の期間が1月に満たないときは、この限りでない。
 - (1) 別表右欄の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、同表左欄の措置要件に該当することとなったとき。
 - (2) 別表左欄第6項から第9項までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表左欄第6項から第9項までの措置要件に該当することとなったとき（前号に該当する場合を除く。）。
- 3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表右欄及び前項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1（第6項第1号に該当する場合にあっては、同表右欄第7項第1号及び第8項第1号）まで短縮することができる。
- 4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表右欄及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。
- 5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表右欄及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。
- 6 市長は、第2条の規定により情状に応じて別表各項に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなったとき（第6条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。）には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とするものとする。
 - (1) 談合情報を得た場合又は談合があると疑うに足りる事項を得た場合で、有資格業者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第7項第1号又は第8項第1号に該当としたとき それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間（代表役員等及び一般役員等の関与が明らかである場合に限る。）又は1.5倍の期間
 - (2) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の

長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなった場合で、当該関与行為について、別表第7項第1号又は第2号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（前号の規定に該当することとなった場合は除く。） それぞれ当該各号に定める短期に1月加算した期間

- (3) 萩市又は他の公共機関の職員が、公契約関係競売等妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合で、当該職員の容疑について、別表第8項第1号又は第2号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第1号の規定に該当することとなった場合は除く。） それぞれ当該各号に定める短期に1月加算した期間
(指名停止の解除)

第7条 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(指名停止事案等の発生報告)

第8条 関係課長（萩市組織規則（平成30年萩市規則第17号）第2条第1項に規定する課、室、館、所及びセンターの長をいう。以下同じ。）は、有資格業者が別表左欄に定める措置要件に該当すると認めるとき、及びそのおそれがあると認めるときは、契約監理課長に対して直ちに別記第1号様式により報告し、契約監理課長は、市長に報告するものとする。

(指名停止の通知)

第9条 市長は、第2条から第4条までの規定により指名停止を行い、第6条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第7条の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者、関係課長及び萩市民病院長に対して遅滞なく、それぞれ別記第2号様式、別記第3号様式又は別記第4号様式により通知するものとする。ただし、市長が通知する必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が萩市の発注した請負契約等に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第10条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有

資格業者に対し、書面若しくは口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(随意契約の相手方の制限)

第11条 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号、第3号、第4号、第5号及び第6号に規定する場合は、あらかじめ市長の承認を受けて指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方とすることができる。

(下請等の禁止)

第12条 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者が当該契約担当者の契約の全部若しくは一部を下請又は受託することを承認してはならない。

(公表)

第13条 指名停止を行ったときは、別記第5号様式により公表するものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行について必要な事項は、萩市競争入札参加者審査会に諮り決定するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日前に、萩市指名競争入札参加者指名停止等措置要領の規定によりなされた手続その他の行為は、この要領の相当規定によりなされたものとみなす。

(萩市指名競争入札参加者指名停止等措置要領の廃止)

- 3 萩市指名競争入札参加者指名停止等措置要領平成17年6月3日制定は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前にした行為の措置については、改正前の要領の例による。
- 3 改正後にした行為に対して、他の条例等で懲役又は禁錮とすることとなっているもの

であっても、拘禁刑とする。

別表（第2条、第6条、第8条関係） 措置基準

措 置 要 件	期 間
1 虚偽記載 萩市が発注する売買、貸借、請負その他の契約に係る一般競争及び指名競争入札において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料及び随意契約における見積前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上6月以内
2 過失による粗雑工事等 (1) 萩市及び山口県工事等（萩市又は山口県が発注する建設工事（業務委託を含む。）及び発注した建設工事（業務委託を含む。）をいう。以下同じ。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）。 (2) 萩市及び山口県工事等以外の工事等（以下「一般工事等」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。 (3) 萩市の物品調達等（萩市が発注する物品の製造の請負並びに物品の買入れ、借入れ及び売払いをいう。以下同じ。）における納品において、故意若しくは過失により粗雑品若しくは指定品以外のものを納品し、又は仕様書に定められた品質及び数量について不正な行為をしたと認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上6月以内 当該認定をした日から 1月以上3月以内 当該認定をした日から 1月以上6月以内
3 契約違反 前項に掲げるもののほか、萩市及び山口県工事等の施工並びに萩市の物品調達等に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4月以内
4 安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故 (1) 萩市及び山口県工事等の施工並びに萩市の物品調達等の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。 (2) 一般工事等の施工及び萩市以外の物品調達等の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上6月以内 当該認定をした日から 1月以上3月以内
5 安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故	

(1) 萩市及び山口県工事等の施工並びに萩市の物品調達等の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4月以内
(2) 一般工事等の施工及び萩市以外の物品調達等の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2月以内
6 贈賄 (1) 有資格業者である個人若しくは法人の代表者若しくは役員又は有資格業者の使用人が、萩市又は山口県の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕されたとき。 (2) 次に掲げる者が萩市又は山口県の職員に対して行った贈賄の容疑により公訴を提起されたとき。 ① 有資格業者である個人又は法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。） ② 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時、請負契約等を締結する事務所をいう。）を代表するもので①に掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。） ③ 有資格業者の使用人で②に掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。） (3) 次に掲げる者が、萩市又は山口県の職員以外の他の公共機関等の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ①代表役員等 ②一般役員等 ③使用人	逮捕を知った日から公訴の提起又は公訴の提起をしない処分が行われたことを知った日まで 公訴を知った日から 8月以上24月以内 6月以上18月以内 4月以上12月以内 逮捕又は公訴を知った日から 4月以上9月以内 2月以上6月以内 2月以上4月以内
7 独占禁止法違反行為 (1) 萩市及び山口県工事等並びに萩市の物品調達等について、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (2) 一般工事等及び萩市以外の物品調達等について、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、請負契約等の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 6月以上24月以内 当該認定をした日から 2月以上24月以内
8 公契約関係競売等妨害又は談合	

(1) 萩市及び山口県工事等並びに萩市の物品調達等について、代表役員等又は一般役員等（以下「役員等」という。）若しくは使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (2) 一般工事等及び萩市以外の物品調達等について、役員等若しくは使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 6 月以上 2 4 月以内 3 月以上 2 4 月以内
9 暴力団排除 (1) 役員又は有資格業者の経営に事実上参加している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する団体（以下「暴力団」という。）又は暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する者（以下「暴力団員」という。）又は暴力団の構成員ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者及び暴力団に資金や武器を供給するなどして、その組織の維持、運営に協力し、若しくは関与する者（以下「暴力団準構成員」という。）であるとき。 (2) 役員等が業務について、不正に暴力団又は暴力団員及び暴力団準構成員（以下「暴力団関係者」という。）を使用したと認められるとき。 (3) 役員等若しくは使用人が、いかなる名義をもってするを問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して、金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。 (4) 役員等が暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。 (5) 役員等が、暴力団又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。 (6) 萩市及び山口県工事等の施工に当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、下請契約を締結したとき。 (7) 萩市及び山口県工事等の施工に当たり、暴力団及び暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、資材・原材料等の購入、機材等の借入れ、又は産業廃棄物処理施設の使用をしたとき。	当該認定をした日から 1 2 月以上 2 4 月以内 当該認定をした日から 6 月以上 2 4 月以内 当該認定をした日から 4 月以上 1 2 月以内 当該認定をした日から 4 月以上 1 2 月以内 当該認定をした日から 4 月以上 1 2 月以内 当該認定をした日から 4 月以上 1 2 月以内
10 建設業法違反行為	

(1) 萩市及び山口県工事等に関し、建設業法の規定に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2月以上9月以内
(2) 一般工事等に関し、建設業法の規定に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上9月以内
11 契約締結拒否	
萩市及び山口県工事等の請負契約において、落札しても契約を締結しなかったとき。	当該認定をした日から 3月以上9月以内
12 不正又は不誠実な行為 前各項に掲げるもののほか、契約履行について不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上9月以内
13 私的行為による法令違反 前各項に掲げるもののほか、代表役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上9月以内

別記

第 1 号様式（第 8 条関係）

年 月 日

契約監理課長 あて

指名停止事案等の発生報告について
このことについて、下記のとおり報告します。

記

商号又は名称	
代 表 者 氏 名	
所 在 地	
事案発生年月日	
事 案 の 概 要	

第 2 号様式（第 9 条関係）

萩監第 号
年 月 日

様

萩市長

指 名 停 止 通 知 に つ い て

このことについて、下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知します。

記

指名停止業者名	
代 表 者 氏 名	
所 在 地	
指名停止の期間	年 月 日から 年 月 日まで
指名停止の理由	

第3号様式（第9条関係）

萩監第 号
年 月 日

様

萩市長

指名停止期間の変更通知について

年 月 日付け萩監第 号で指名停止を行ったこのことについては、
下記のとおり当該指名停止の期間を変更したので通知します。

記

従前の指名停止の期間	年 月 日から 年 月 日まで
変更後の指名停止の期間	年 月 日から 年 月 日まで
変 更 の 理 由	

第4号様式（第9条関係）

萩監第 号
年 月 日

様

萩市長

指名停止の解除通知について

年 月 日付け萩監第 号で指名停止を行ったこのことについては、
年 月 日付けで当該指名停止を解除したので通知します。

第5号様式（第13条関係）

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者

（1） 商号又は名称

（2） 代表者氏名

（3） 住 所

2 指名停止措置期間

年 月 日～ 年 月 日（ 月間）

3 事 案 の 概 要

4 指名停止措置理由

萩市競争入札参加者指名停止等措置要領別表措置基準 — —

ご不明な点は、萩市総務部契約監理課までお問い合わせください。